

温泉プール利用料助成券 プールで楽しく健康づくり

岸本温泉ゆうあいパルは、入浴施設と運動用温泉プールを備えた健康増進施設です。伯耆町では、町民の自発的・積極的な健康づくりを支援するために、温泉プールの利用料助成券を交付します。希望する方は、窓口へ申請してください。

対象者 町民（医師による運動制限を受けていない人）
助成枚数 最大48回分（15,360円相当）
※1人1月につき4回分を上限とし、申請月から翌年3月までの月数分を助成

利用期限 4月1日～令和4年3月31日 **受付開始**
受付窓口 福祉課、分庁総合窓口課 4月1日

注意事項

- ・利用助成券は温泉プールでのみ利用できます。
※温泉の利用には、別途入浴券が必要です。
- ・本人以外は使用できません。
- ・ご利用の際は、施設の窓口で本人確認をします。
※運転免許証、保険証等の確認書類が必要です。
- ・保健事業（プール教室等）には利用できません。
- ・町外へ転出する場合、利用助成券は町へ返却してください。
- ・再発行はできません。



申込み・問い合わせ先

福祉課 福祉支援室 TEL:0859-68-5534

高齢者はり・きゅう・マッサージ 施術費の助成

高齢者の福祉向上を図るため、はり・きゅう・マッサージの施術に要する費用の一部を助成します。令和3年度分の受付を4月1日から開始します。希望する方は、福祉課でお申込みください。

助成金額 1回につき1,000円以内
助成回数 年12回（月1回）以内
助成対象者 後期高齢者医療制度の被保険者で令和3年度の住民税^(※)が非課税の方
※4～6月に申請する場合は令和2年度の住民税

助成方法 鳥取県保健鍼灸マッサージ師会加入施設で使える助成券を交付

申込み・問い合わせ先

福祉課 福祉支援室 TEL:0859-68-5534

春の全国交通安全運動

みんなで確認！守ってね。交通ルール。

4月6日(火)～15日(木)

4月10日(土)

「交通事故死ゼロを目指す日」

4月15日(木)

「交通安全にみんなで参加する日及び
交通マナーアップ強化日」

子どものかけがえない命を交通事故から守るとともに、交通事故死者数全体の半数以上を占める高齢者の交通事故死をなくすため、子どもと高齢者等に対する保護・誘導活動や思いやり運転を実施し、一人一人が交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組みましょう。

重点項目

- 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- 自転車の安全利用の推進
- 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

鳥取県スローガン

「ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離」

問い合わせ先

企画課 経営企画室 TEL:0859-68-4212

「けいそう土」製品の捨て方

「けいそう土」製品は「町指定の不燃ごみ袋に入れ、不燃ごみの収集日に出す」ことにしていますが、一部の製品に基準値以上の石綿（アスベスト）が含まれていることが報道されました。

このことを踏まえ、「けいそう土」製品の取り扱いを以下のとおりとしますのでご承知ください。

「けいそう土」製品の捨て方

- ①石綿を含む製品として公表されているもの
→メーカー等の自主回収に出す
- ②不明なもの（もらい物なので石綿を含む製品なのか分からないものなど）
→透明の袋に「けいそう土」と記入し、不燃ごみの収集日に出す（不燃ごみ袋に入れない）
- ③それ以外のもの（安全が確認されているもの）
→不燃ごみ袋に入れ、不燃ごみの収集日に出す

問い合わせ先

地域整備課 TEL:0859-68-5539